

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年三月十八日

指令川建セ第二七〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月四日

川建セ第二八〇〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三千六百十六番二、三千六百十七番一、三千六百十八番二、町道九千七百八号線の各一部及び三千六百十九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町二丁目四番七号

株式会社加藤不動産 代表取締役 加藤 一三